

## パブリックコメント制度の概要

本町では、新町建設計画の基本目標に「町民と行政のパートナーシップ」として町民参画を掲げるとともに、行政改革集中改革プランの重点事項として「公正の確保・透明性の向上」を図ることとしています。

両計画を推進するとともに、町民への説明責任と協働のまちづくりに向けて、「神川町パブリック・コメント制度実施要綱」を制定します。

### 1 目的

- 町民の意見や要望を施策に反映
- 町民の町政への参画促進
- 町民への説明責任と協働のまちづくり

### 2 定義

パブリック・コメントとは、施策形成過程において施策等の素案を公表し、町民から意見を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行う手続きをいいます。

### 3 実施機関

町長部局、教育委員会部局等

### 4 対象

町の基本構想等、基本的な施策を定める計画の策定や重要な変更、町の基本的な制度や町民等への義務又は権利を制限する条例の制定又は改廃など

### 5 公表方法

- 町ホームページ
- 本庁・総合支所担当窓口など

### 6 意見等の提出

- 提出期間... 30日程度
- 提出方法... 郵便、FAX、電子メール、書面による直接提出とします。

## 7 意見等の処理

提出された意見等を考慮して施策等の意思決定を行い、公表します。

提出された意見と、それに対する町の考え方も公表します。

提出された意見などに対し、個別の回答は行いません。

## 8 制度の見直し

パブリック・コメントの手續により町民意見を求める対象の拡大など、より多くの町民意見を反映した政策形成が図られる仕組みとなるよう、見直しを行います。

## 9 制度の実施時期

平成 19 年 4 月 1 日からの新たな策定に着手する施策等から適用します。